

2021

1

NO.235

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人

江戸川北青色申告会

〒132-0021

江戸川区中央 1-2-18

TEL03 (3656) 0621

FAX03 (3656) 1104

## 江戸川区中央 1-2-18 に移転しました

【TEL 03-3656-0621 ・ FAX 03-3656-1104 ※変更ありません】

江戸川北青色申告会 新会館が完成しました。

来局時には場所のお間違いがないよう、ご注意ください。



◆新会館完成イメージ図 Produce by Panasonic Homes

- ◆1月7日(木)からは新会館(江戸川区中央 1-2-18)へお越しください。
- ◆ご相談は感染防止対策のため予約制となります。ご予約のない方は窓口でご相談ください。
- ◆決算サポート時は持ち物チェックリスト(12月号に同封)をご確認いただき、**ボールペン(消せるもの不可)**をご持参ください。
- ◆電子申告による65万円控除をご希望の方は、必ず2月27日(土)までに決算サポートを完了してください。
- ◆年末調整相談は1月20日(水)までとなります。
- ◆固定資産税減免手続きのご相談は1月22日(金)までとなります。
- ◆相談時の添付書類の控えについては、事前にご用意ください。会でご用意する場合は費用を頂戴いたします。

引っ越しに伴い、会員の皆さまにはご不便をお掛けいたしました。引き続き「江戸川北青色申告会」をご利用ください。

## 新年のご挨拶

新年あけましておめでとうござ  
います。

会員の皆様におかれましては輝  
かしい新年をお健やかに迎えられ  
ましたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス  
が蔓延する年となりました。税  
務署の青色コーナ―が確定申告期  
間中に中止になったことから始ま  
り、所得税及び消費税の確定申告  
期限の4月15日への延長がござ  
いました。またその後、緊急事態宣  
言が発令される中、青色申告会  
は東京都の緊急支援対策事業とし  
て、「東京都感染拡大防止協力金」  
等の専門家の事前確認手続きを行  
い、多くの事業者の方々に会を利  
用頂くこととなりました。

その後も国や東京都などの地方  
公共団体による新型コロナウイルス  
による事業者支援が行われ、そ  
のご相談に対応するため事務局で  
も予約制の強化、アルコール消毒、  
体温測定の実施など感染症の予防  
対策を行いながら、現在も多くの  
ご相談を行っております。



江戸川北青色申告会  
会長 小原 忠一

## 新年のご挨拶

新年あけましておめでとうござ  
います。

令和3年の年頭に当たり、一般  
社団法人江戸川北青色申告会の皆  
様に謹んで新年のお慶びを申し上  
げます。また、この度は新会館の  
開館、まことにおめでとうござ  
います。

旧年中は、小原会長をはじめと  
する役員並びに会員の皆様には、  
税務行政の円滑な運営につきまし  
て、格別のご理解と多大なるご協  
力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コ  
ロナウイルス感染症の拡大で活動  
が大きく制限される中、個別の記  
帳指導を通じて、青色申告制度の  
普及・育成にご協力をいただいた  
ほか、会報誌などを通じてマイナ  
ンバー制度や税制改正の周知活動  
などを地道に継続していただきま  
した。これらの申告納税制度の発  
展と納税道義の高揚のためのたゆ  
みない活動に対しまして、心から  
敬意を表する次第です。

さて、まもなく令和2年分の  
確定申告の時期を迎えることに



江戸川北税務署長  
小島 信子様

なります。

税務署におきましては、新型  
コロナウイルス感染症拡大防止の  
ため、例年混雑する申告作成会場  
においては「入場整理券」をお配  
りし、「密」を回避した会場運営  
とする予定です。なお、入場整理  
券の配付状況に応じて後日の来場  
をお願ひすることもあります。そ  
のため、確定申告はマイナンバ  
ーカードを利用したスマホによる  
e-Taxを推奨しておりますので、  
貴会におかれましては周知・広  
報に一層のご協力をお願いいた  
します。

また、本年から「マイナポ  
ータル」を利用した申告等に必要  
な情報提供が開始されます。提  
供される情報は順次拡充される  
予定で、今後も一層便利になっ  
ていきますので、まだマイナン  
バーカードをお持ちでない方は、  
是非この機会に取得しご利用い  
ただければと思います。

なお、会員の皆様におかれま  
しては、令和2年分から65万円  
の青色申告特別控除の要件にe-  
Taxによる申告（又は電子帳簿  
保存）が新たに加えられており  
ますので、江戸川北青色申告会  
で実施される税理士による代理  
送信などを利用しての電子申告  
をお願ひ申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人  
江戸川北青色申告会の益々のご発  
展と会員の皆様のご健勝、並びに  
ご事業のご繁栄を心から祈念いた  
しまして、新年の挨拶とさせてい  
ただきます。

## 謹賀新年

本年もよろしく

お願ひ申し上げます。

会長 小原 忠一

副会長 加藤 繁男

副会長 加藤 三千夫

副会長 佐川 信夫

副会長 松丸 廣

理事・役職員一同

年明けは1月7日（木）  
より業務開始となります。  
※新会館での営業です。



# 令和2年度 納税表彰式 税務功労及び納税功労表彰

## 受賞者一覧

(敬称略)

《東京国税局長表彰》・《東京都功労者表彰》小原 忠一  
《江戸川北税務署長表彰》加藤 則子・佐藤 京子・三田 栄一郎  
《江戸川北税務署長感謝状》柴崎 利成・西川 学・結城 健五・吉田 俊秋

《授賞式の様子》(11月10日(火)・江戸川北税務署にて)

▶(左上から)吉田俊秋、西川学、柴崎利成、  
江戸川北税務署副署長迫田壮一郎様、  
(左下から)佐藤京子、小原忠一、江戸川北  
税務署署長小島信子様、加藤則子、三田  
栄一郎



東京都税務事務所長感謝状  
磯ヶ谷 栄子



江戸川区長感謝状  
大木 時子



江戸川区長感謝状  
加納 邦夫



江戸川区長感謝状  
結城 健吾



### 会員・準会員・専従者さまですと・・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

## 【事務局カレンダー】

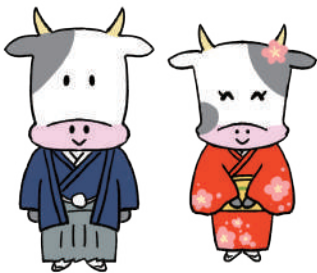
1月 25日	1月 20日	1月 7日・8日	1月 7日
-----------	-----------	-------------	----------

決算サポート開始(3月12日まで)

年末調整相談最終日

年末調整相談のみ(1回30分間)

年始相談開始(新会館へ移転)



※次回は5月号の配布です。

事務局受付前以下の募金箱が設置してあります。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。



会館移転募金にご協力ください

## 江戸川都税事務所からのお知らせ

### 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

令和3年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。**令和3年2月1日(月)**までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告にあたっては、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます。詳しくは、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。eLTAXヘルプデスク(0570-081459)までお問い合わせください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

#### ■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少(※1)**した中小事業者等(※2)で**令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合**、**事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。**

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

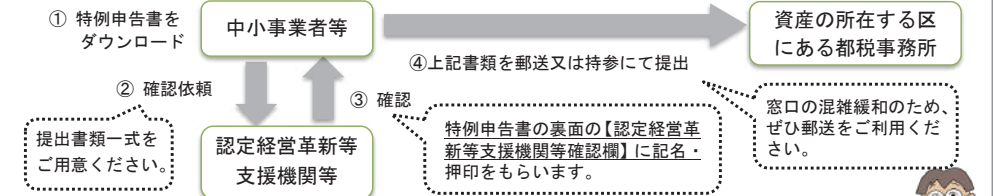
#### ■提出書類

- (1) 特例申告書
- (2) 特例対象資産一覧
- (3) 収入が減少したことを証する書類(写)
- (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

#### ■手続方法

軽減措置の要件に該当する方(上記対象者に当てはまる方)は、以下の手順でご申告ください。



**申告期限(令和3年2月1日消印有効)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。**

お問い合わせ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

**03-3525-4106** (平日9時から17時)

開設期間: 令和2年12月1日(火)～令和3年2月1日(月)

東京都江戸川都税事務所 電話 03-3654-2151 (代表)

▶主税局ホームページ

主税局 コロナ

検索

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_kotei\\_small.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html)



11月26日(木)、三者協議会で令和2年分代理送信の協定に調印を行いました。

電子申告をご利用ください

当会では東京税理士会江戸川北支部のご協力のもと代理送信による電子送信を行っております。お早めにご相談ください。



▶左から)小原会長、江戸川北税務署迫田副署長、東京税理士会江戸川北支部鈴木支部長